

## 第264回 研究発表会（平成20年5月28日）

前 段〔司会 武城 正長 教授〕

- 1．発表者 横見 宗樹 講師
- 2．論 題 「日本の空港ターミナルにおける効率的運営の実証研究」
- 3．要 旨

本報告では、総務省の統計を用いて日本の第3セクター方式の空港ビル会社61社をサンプルに、ガバナンス要因、モニタリング要因、基礎的要因、財政的要因の4つのカテゴリによる変数を用いて、収支に与える要因分析を実施した。日本の空港ビル会社は全サンプル中で89%が黒字であり、多くが赤字といわれる地方空港本体とは対照的である。したがって、空港本体とターミナルビルを一体的に経営することにより空港の収支が改善されることが期待される。こうした一体経営を想定した場合、空港ターミナルビルの収支に対する要因分析は、空港の効率的経営にとって重要な課題となる。

そこで、これを実証的に検討するために、空港ビル会社61社の平成17年度の経常損益を被説明変数とし、線形回帰モデルによる推計を実施した。その結果、(1)「ガバナンス要因」としては、「民間の出資比率が高いほど経常利益が増加する」、「公的部門間で母体自治体の出資比率が高いほど、経常利益は減少する」、「天降り比率が高いほど、経常利益が増加する」という結果が得られた。つぎに、(2)「モニタリング要因」としては、外部監査の導入ならびに点検評価委員会の設置における経営成果への影響は観察されなかった。さらに、(3)「基礎的要因」としては、「空港ビル会社の所在都道府県の人口が多いほど、経常利益が増加する」という結果が得られた。さいごに、(4)「財政的要因」としては、「経常収支比率が高いほど、経常利益が増加する」という結果が得られた。

以上の結果をまとめると、民間資本が多くて公的部門間でも多面的なモニタリングが働くという自立経営を促すようなガバナンス制度が構築されているほど、空港ターミナルビルにおける経営成果は向上することが示された。

今後は、第3セクターの組織的問題として指摘される「経営責任の曖昧性」という弊害を避けながら、民間のノウハウを活用するとともに、ターミナルビルを有効に活用するための適正なガバナンス制度の構築が必要になると考えられる。

## 第264回 研究発表会 (平成20年5月28日)

後 段〔司会 谷岡 一郎 教授〕

1. 発表者 齊藤 豊治 教授
2. 論 題 少年司法の形成とサイクル
3. 要 旨

少年司法は、刑事司法や児童福祉とは相互に影響し合いながらも、相対的に独立した制度である。少年司法は、①刑事責任年齢、②成人とは区別される監獄(刑事施設) ③刑罰とは異なる保護処分(閉鎖処遇、開放処遇、社会内処遇)といった保護処分、④少年審判、⑤少年警察といった要素の体系化により成立するシステムである。これらの要素は異なる歴史的段階において刑事司法から分離して形成され、蓄積され、現在に至る。システム形成で重要であったのは、少年審判の成立である。少年審判は刑事裁判とは異なり、行為者の人格と環境の負因、ニーズを明らかにし、それに応じた処分を決めることで、少年の立ち直りをはかるものである。少年法の最も重要な意義は少年審判の設置にあった。

報告では、古代の律以降、現行少年法成立までの少年の非行・犯罪に関する生成の歴史を検討し、上記の仮説を検証した。明治初期に近代的な監獄制度が導入されるとともに、年少の犯罪者を成人と雑居状態で収容することの弊害が明らかになり、成人との分離が課題となった。次いで、監獄ではなく開放的で教育的福祉的な処遇を目指す感化院を創設する試みが行われたが、少年監獄とのギャップは大きく、十分な開花を遂げなかった。感化思想は監獄内の処遇にも影響を与えたが、監獄が司法省の所管に移行により批判を受けて、復古的な応報刑思想が支配的となった。明治40年成立の現行刑法は、14歳未満を刑事未成年と定めるだけで、少年に対する特別な教育的な制度を含まなかった。この空白を埋めるために1922年の旧少年法が制定された。旧少年法は、少年審判の創設という点で画期的であっただけではなく、多様な保護処分制度を設け、少年に対して刑罰に代えて保護処分を課すことを認めたという点でも画期的な意義を有した。しかし、旧少年法の実施は段階的にしか行われず、やがて少年司法制度自体が戦時体制に組み入れられ、変質していった。

## 第265回 研究発表会（平成20年6月25日）

前 段〔司会 大林 正憲 教授〕

1. 発表者 樋口 泰 講師
2. 論 題 日米バスケットボール・コーチングの違いについて  
－バスケットボールを取り巻く環境から－
3. 要 旨

日本においては、日本バスケットボール協会とプロリーグである bj リーグが勢力争いをしており、国際大会への代表権は JBA が握っていて bj リーグに所属している人間は参加できなくなっている。

アメリカでは、プロリーグとして NBA をはじめとして多くのプロリーグが活動している。ヨーロッパは EU 圏で国を超えたユーロリーグがあり、それ以外にも各国のプロリーグ、中国では CBA、韓国には KBL があり、国策としてプロと協力してナショナルチームの強化が行われている。日本では既出の勢力争いにより協力して相互の発展を図っているとは言い難い。

アメリカでは、全国大会といわれる大会は大学以上のカテゴリーでしか存在せず、高校までは各地域内で試合を行っている。そのため、近い地域同士のチームが対戦するため周辺地域の住民を巻き込んで、応援されやすい環境となっている。また、学校で行われるスポーツはシーズン制によって行われているため、シーズン以外の期間に練習する場所が求められ、バスケットボールのスクールやアカデミー等が存在する。これはプロフェッショナルな指導者の創出につながり、良質の指導を受ける場所が多く存在することを意味する。プロのバスケットボールコーチによる指導者対象の講習会も多く存在し、無料のファンバスケットボールのコーチ対象の講習会であったり、より競技志向が強い有料な講習会があったりする。それに加え、部門別の専門コーチによってより細かい指導がなされて分業制による役割分担が明確になっている。

日本では主に競技をすること自体を重視しておこなわれる。大学のスポーツは学校教育の一環の課外活動として行われ、大学の名前を広める広報という面はあるもののそのスポーツ自体で収益を上げるようには考えられていない。また、学校の教職員が監督、コーチを兼任し、多くの場合一人でチームの運営から指導までを担う。プロの指導者は少なく、主たる経済活動をほかに持ちながらコーチをする場合がほとんどである。

アメリカの高校、大学では、観客席のあるアリーナを使用し観客を入れることを前提に試合が行われ、その入場料などはクラブの運営費のみならず大学の運営費の一部を担っている。

これからの日本のバスケットボールコーチング環境には、指導法が共通化されカテゴリーが変わっても共通項が多い指導法を確立すること。他の経済活動をしながらの指導ではなく、コーチングに専念できる環境とすること。また組織運営において専門のスタッフが担当することにより洗練された環境を構築するという課題がある。

日本における大学スポーツを中心においた収入を得ることを前提としたビジネスモデルの構築、大学が地域社会の中心となり、物理的資産の貸与や知的資産の提供だけでなく、社会的ハブの役割を担うために、スポーツ等を利用した「楽しみ」の創造のために必要なシステムの構築が必要となる。

本研究は、平成19年度大阪商業大学海外研究員制度により行ったものである。

## 第265回 研究発表会 (平成20年6月25日)

後 段〔司会 塩田 眞典 教授〕

1. 発表者 原田 禎夫 准教授
2. 論 題 共同資源管理における意思決定の構造分析
3. 要 旨

現在、地域住民を主体とする森林・流域といった自然資源の共同利用・管理に関する研究が国内外で盛んに行われている。(以下、コモンズ)米国ではオストロムらが灌漑用水や牧草地の共同管理の事例研究に基づき、「コモンズの長期存続条件」を提示し、住民による自然資源の持続的管理の可能性を示唆してきた。一方、国内でも環境社会学や環境民俗学からフィールドワークからの研究が行われ、住民の自治的ルールに基づくコモンズが、現在でも重要な役割を果たし続けていることを明らかにした。その一方、共同管理が形骸化し、行政に管理を一任する地域があることも指摘されていた。

本研究では、京都府南丹市日吉町(旧船井郡日吉町)を調査対象地とし、農地に隣接する場所の草刈りや水利確保、獣害の防止などの共同作業にみられるような共同管理主体の構成員の行動がどのような要因によって規定されているのか、すなわち地域住民による持続可能な共同資源維持管理制度の意思決定構造を定量的な分析により把握することを目的としている。

住民に対するアンケート調査の結果をSEM(共分散構造分析)を用いて分析した結果、農業者は郷土愛や地域固有の社会的規範を大きく意識していることが明らかになった。また、聞き取り調査から明らかになったように、共同体内における意思決定ルールが地域の実情に応じた補助金の配分ルールなどの策定に大きく機能している。これらの分析結果から、農業政策においては、地域においては実情に即した制度の運用がなされており、画一的なルールのもとで政策を推進するのではなく、さらなる地域への分権化を進めるが、政策効果をより高める可能性があることが示唆されたといえよう。

## 第266回 研究発表会（平成20年10月15日）

前 段〔司会 前畑 安弘 教授〕

- 1．発表者 岡田 愛 講師
- 2．論 題 心裡留保に関する最近の判例の動向
- 3．要 旨

本報告は、大阪高判平成20年5月19日（所有権移転登記手続等請求事件 判例集未掲載）について、第三者からの心裡留保に基づく無効主張の可否を中心に検討したものである。

本件は、区分所有法63条2項に基づく回答について民法93条を適用し、建替えに参加する旨の意思表示は心裡留保で無効であり、これは法律行為の無効であるから第三者も主張できるとして、第三者からの区分所有法63条3項の売渡請求権行使の効力を認めた事例である。

今回のケースの特殊性は、①区分所有法上の意思表示であること、②心裡留保では通常、相手方は表意者の意思表示の有効性を主張するが、今回は相手方の悪意を理由に、相手方でなく第三者が無効主張しているという点にある。そこで、①区分所有法上の意思表示に民法93条の適用があるのか、②あるとしても第三者が無効主張することが許されるのかについて検討した。

これらの論点について判例や学説はほとんどない。まず①について、今回は区分所有法の想定外の事案であったため、民法が適用された。一般法、特別法の関係から言えば当然であるが、民法は私的自治の原則のもと個人の意思を尊重することを理念としており、区分所有法が予定しているような組織的な意思決定を予定していない。したがって本来、建替え集団の形成に関して民法を適用することはなじまず、将来的には立法で解決すべき点であると考ええる。

次に②について、裁判所は「法律行為の無効は、誰によっても、誰に対しても主張しうるものであるから、当該法律行為の第三者であっても、これを主張することは妨げられず」として第三者からの無効主張を認めた。確かに、本件の表意者は有効性を主張するであろうが、仮に有効として建替え手続きを強行されれば今度は自ら無効を主張すると考えられる場合であり、信義則上表意者が有効性を主張できないケースであった。したがって判例も特に理由を述べずに第三者からの無効主張を認めたと考えられる。その点が本件の特殊性である。意思表示の無効を第三者が主張しうるか否かについては、従来錯誤の判例を中心に論じられてきた。今回の心裡留保の判例が加わることにより、同じ意思欠缺による無効の主張権者の議論について、示唆を与えるものであると考ええる。

## 第266回 研究発表会 (2008年10月15日)

後段〔司会 初谷 勇 教授〕

1. 発表者 豊山 宗洋
2. 論 題 セルフヘルプ支援センターとそのネットワーク  
日本とドイツの比較
3. 要 旨

本報告では、まず報告者の研究全体を俯瞰して、なぜセルフヘルプグループ (SHG) に注目するのかを述べ、次にドイツの全国レベルのセルフヘルプ (SH) 支援組織である NAKOS のセルフヘルプ支援センター (SHC) の定義を紹介し、その規定にもとづいて SHC の日独比較をおこなった。

経済学では一般に、自らの意思を表明できる個人を前提として理論が構築されている。しかし SHG に集まる人びと、たとえば難病の患者、障害者、依存症者といった人びとは、自身の遭遇したショックや社会的偏見から、意思表明をおこなうことに大きな困難がともなう (彼らの悩みは、非当事者でも心当たりのあるものである場合が多い。しかしその程度の違いは、質的に異なるほど大きい)。SHG では、そうした当事者が相互の「わかちあい」を通してエンパワメントされ、意思表明する主体へと変わっていく。

もっとも当事者は、放っておけばひとりでの SHG に集まるわけではない。そのためには彼らに情報を与え、仲介し、支援をおこなうことが必要なのであり、それを担う施設の1つが SHC である。SHC はドイツでは活発に活動しているのに対し、日本ではそうではない。その要因を探るのが、本報告のテーマであった。

NAKOS の定義によれば、SHC は4つのメルクマールで規定されており、それを基準に日本の SHC を分類すると、NAKOS の意味での SHC (タイプ1:兵庫)、SH 支援が他の仕事の一部に位置づけられている SHC (タイプ2:神奈川、横浜)、ボランティア中心の SHC (タイプ3:大阪、栃木、宮崎、埼玉) という3つに分けることができる。そしてタイプごとに1つの SHC を代表例として取り出し、ドイツ・ヘッセン州の2つの SHC と比較した。そこからわかったことは、日本では SHC 間のネットワークが弱いのに対し、ドイツでは強いということであった。ドイツでは各地の SHC の支援実践のノウハウが、そのネットワークを通して共有化されているが、日本ではそうしたノウハウが各地の SHC の内部にとどまる傾向があり、とりわけ大規模な団体に属さない地域の SHG を十分に支援できていない。これらのノウハウのなかに地域の SHG を相互に結びつけるノウハウがある。わが国においても地域の SHG が結びつくことのメリットを広報、啓発する優れた手段の1つとして宮崎 SHC の行なっている漫画による広報という手段があるが、SHC 間のネットワークはそれを共有するとともに、その内容の充実をもたらすことになる。

SHC 間ネットワークで共有される他のノウハウとして、社会や制度に対する地域 SHG の利益表明の方法に関するものがある。SHG は当事者を「意思表明できる主体」へと変えていく機能をもつから、SHC の利益表明活動のレベルを上げることは、SHG を通じて表明された当事者の意思を、社会や制度によりよく反映させる可能性を広げることになる。

## 第267回 研究発表会（平成20年11月26日）

前 段〔司会 上原 一慶 教授〕

- 1．発表者 石黒 亜維 講師
- 2．論 題 国際連合の設立と中国外交  
サンフランシスコ会議を中心に
- 3．要 旨

本報告では、“連合国”(国際連合)の設立に携わり、かつ安全保障理事会常任理事国の地位を得ることになった中国政府および代表団が、いかなる態度・考えをもってサンフランシスコ会議に臨んだのか、中国側のアーカイヴズをもとに検討した。

1942年からすでに戦後の「国際平和組織」に対する案を用意していた中国は、モスクワ外相会議、カイロ会談などにおいて、おもにアメリカとさまざまなレベルで協議を重ね、1944年9月末に米・英・ソとともにダンバートン・オクス宣言に同意することとなった。そして1945年4月25日からサンフランシスコで開催された連合国憲章制定会議では、世界50カ国の参加のもとに、広範な議論が繰り広げられ、全体会議において「連合国憲章」が採択された。

中国は、1942年1月の連合国共同宣言への署名以降、名目としては四大国の一員としての地位を得ていたが、実際には、政治力、経済力に勝る米・英・ソが主導権を握っているという現実があった。そこで、このサンフランシスコ会議においては、実質的な代表団首席を務めた顧維鈞を中心として、自国の主張を貫くことで他国と対立することよりも、可能な限り米・英・ソと協調することで自国の大国としての地位を安定させる方針がとられた。

しかし、自国の利益、地位の安定化を優先させつつも、会議で中国代表団の提起した諸問題（例えば信託統治制度に関して「独立」という文言の追記を求めたことや侵略の定義の明確化を主張したことなど）からは、中国がそれ以上に平和機構設立の本質的目的、道義的原則を考慮していた姿を見て取ることができる。

国連憲章の内容は多岐にわたり、そのすべてに中国が関与したわけではないが、中国側の主張、論点に焦点をあてることで、これまで米・英・ソを中心に捉えられてきた国際連合の設立過程および戦後冷戦構造へとつながる当時の国際環境を相対化し、多角的に分析することが可能となろう。

## 第267回 研究発表会 (平成20年11月26日)

後 段〔司会 石上 敏 教授〕

1. 発表者 永井 久晴 准教授
2. 論 題 UEにおけるパンデクテン民法教育に関する一考察
3. 要 旨

近年、大学のユニヴァーサル教育機関化が進む中、「基底的なビジネスモラルの行為規範」である民法教育の重要性が増している。しかしながら、民法は「初学者にとって最も難解」な法規とされている。その理由は2つに大別することができる。

一つ目は、膨大な条文数(1044条)とパンデクテン式で編まれていることである。パンデクテン式は、最初に抽象的な共通規定を置くとともに、具体的な事例への適用に際しては5編(総則・物権・債権・親族・相続)から必要な条文を複数抽出することが必要とされるため、全体像を把握できていなければ使いこなすことができない。

二つ目は、我が国の民法がたどってきた独特の歴史に起因する「法思想の一貫性の欠如」である。「不動産」=「物権」に限定してみても、現在に至るまで(1)土地「所有」に関する基本計画の不存在・所有概念及び範囲の不明確性(2)「土地」と「建物」を独立した不動産とする構成(現在、ほぼ日本のみ。正確には韓国・台湾・中国なども民法上は同様であるが、分離処分を制限したり、税法上一体扱いとするなど修正を加えているため、純粋に分離構成を採るのは我が国のみである)(3)居住(借地借家等)に対する基本的な枠組みの不在等、経緯を知らない初学者には理解しづらい根本的な問題が山積している。

以上のような事情に加えて、受講者の個人的素養にも格差が存在するユニヴァーサル教育段階においては、まず、基本的知識をできるだけ短期間で効率よく伝授することが不可欠となる。そこで、パンデクテン式民法の「数学的」構造に鑑みて、講義自体は条文順に行うものの全体の知識(条文・判例・学説)を4カテゴリー(単独で完結する知識を2段階、複合するものも2段階)に分け、それぞれに充てる講義時間の変化・講義内容の組み換えが与える影響を宅地建物取引主任者試験において検証を行った。それにより、民法の基礎知識習得段階においては、受講者の個人的素養の差よりも講義方法の相違の方が、習得結果により大きな影響を与えうるということが実証された。

**第268回 研究発表会**（平成20年12月17日）

前 段〔司会 玉田 巧 教授〕

- 1．報告者 佐々木 謙一 准教授
- 2．演 題 フィリピンにおける初等教育機会の地域間格差
- 3．要 旨

フィリピン政府は、1990年「万人のための教育世界宣言」に署名し、「万人のための教育（Education for All, EFA）」の方向性に基づき、基礎教育を受ける権利を保護し、全国民への基礎教育の提供を推進する教育政策を行っている。その結果、フィリピンにおける初等教育の純就学率は、学校年度2002－03年まで90%以上を維持していた。しかし、学校年2003－04年以降、その値は80%台となり、2006－07年度で学校に通っていない6歳児は120万7,000人に達した。その背景には、人口の増加傾向と地域間格差の未解消とがある。

フィリピンでは人口増加が続いており、教育サービスに対する需要が増加している。学校施設や教員数は増やしているものの、教育サービスの需要増に対応できず、二部制、三部制にして、多くの児童を受け入れている学校もある。つまり、十分な教育施設が提供できていないのが現状であり、人口増加は教育施設の不足の問題を深刻化させている。

また、国内の地域間格差は依然として高い。都市圏（マニラ首都圏）の貧困発生率は7.3%（2003年）と比較的に低い値であるが、地方圏は約40～50の値となっている。経済的な理由から、貧困地域の子供たちが学校に通うことが難しい。加えて、教育を受けても就職に結びつかないため、当該地域の子供たちの就学意欲が低下している可能性がある。

したがって、純就学率の改善をするためには、EFAの方向性に基づいた教育政策を継続し、人口増加に対応した教育サービスを提供し、誰もが小学校に通うことができる環境を整備しなければならない。加えて、教育サービスの量的拡大が教員の負担増や一教室あたりの児童数の増加を引き起こし、教育サービスの質的低下につながらないように配慮し、各地域の実情に基づいた初等教育の運営管理の枠組みを構築することが求められる。

## 第268回 研究発表会 (平成20年12月17日)

後 段〔司会 笹本 長敬 教授〕

- 1 . 発表者 小磯かをる教授
- 2 . 論 題 英語使用者の特徴の変化と英語能力
- 3 . 要 旨

JGSS-2002とJGSS-2006のデータを比較して、英語使用者の特徴の変化と英語の力の変化に関して分析する。JGSS-2002では英語を使用する者は、管理職で、高収入な者が多かったが、JGSS-2006では、役職に就いていない、所謂一般のサラリーマンが、仕事の上でも、趣味や旅行などで英語を使う者が多くなっている。仕事で英語を使用する者は、男性の場合、JGSS-2002では専門職・課長以上の管理職、JGSS-2006では30歳代、40歳代の者が多く、両年とも世帯収入が高い者の使用見込みが高いことから、英語使用と世帯収入には関係があると思われる。英語能力(英会話力・英語読解力)に大きな影響を与えているのは本人の学歴と、実際に英語を使用しているかどうかということである。JGSS-2006では、JGSS-2002よりも英語能力が高くなっているが、これは、一般の人々が、仕事や趣味などで英語を使う機会が増えているためだと考えられる。今後英語を使う場面が公私とも増えると予想され、所謂エリート階級だけでなく、一般の人々もますます英語に接する機会が多くなり、それによって、全般的な英語力は向上すると期待される。一方、全般的な英語能力は伸びているが、英会話力、英語読解力とも能力が一番高いレベルの者は増加していない。初歩的な会話力や読解力は伸びてはいるが、実際に英語を日常生活や、仕事で英語を運用できる者は増えていない。今後は英語能力の全般的な押し上げとともに、英語で自己発信ができるエリートの養成も必要なのではないだろうか。文部科学省は全児童・学生の英語力の向上を目指しているが、このグローバル社会において、日本が他の国々と渡り合っていくためには、英語を少しは理解できる者を増やすだけでなく、英語で自己発信できる高度なレベルを持っている者の養成も急務であると思われる。

## 第269回 研究発表会（平成21年1月21日）

前 段〔司会 谷岡 一郎 教授〕

- 1．発表者 梅林 勲 非常勤講師
- 2．論 題 動画配信と著作権問題
- 3．要 旨

2006年11月、グーグルがユーチューブを16億5000万ドル（約1550億円）で買収し、動画共有サイトは世界的な注目を浴びるようになった。しかしながら、ユーチューブには数多くの違法投稿があり、ユーチューブを買収したグーグルは数件の著作権侵害訴訟を抱える結果となっている。その反面、動画配信は大きな市場規模を持つ将来の有望なビジネスの一つとして、現在ではNHKをはじめ東京キー局も動画配信ビジネスに力を入れるところが増えてきている。

ただ、ネットビジネスは21世紀の新しいビジネスとして、国際的、国内的な枠組みができていない。例えば海外のサーバから流される有害情報、ネットによる個人攻撃（ネットいじめ）の問題にどのように対処するのか。或いは著作権の壁により、日本では古い映画やテレビの動画配信が出来ず、また、グーグルのような検索ビジネスもできない、また、配信される投稿動画そのものが著作権侵害となる違法投稿が数多くある。このような場合の著作権者、プロバイダー、サイトの利用者の権利問題を処理するための方策も整備されていない。

本報告では著作権問題に的を絞り、現在、議論が起こっている特別立法（ネット法）や、フェア・ユース規定の導入等の話題を取上げ、今後の著作権ビジネスのあり方について報告した。

## 第269回 研究発表会 (平成21年1月21日)

後 段〔司会 南方 建明 教授〕

1. 発表者 酒井 理 准教授
2. 演 題 買物利便性の視点による地域の評価指標の検討
3. 要 旨

本報告では、地域のまちづくり政策の基準の一つとなりうる地域の買物利便性の測定を試みた結果を提示した。目的は、地域における商業施設の評価に関して、地域の買物利便性という視点を組み入れた方法を提案すること、ならびに、大規模小売店舗立地法運用のための基準となる指標に関する提案を行うことである。提示するモデルの特徴は3つである。一つは、現時点だけでなく、将来的な消費者の買物利便に配慮する商業環境の確保に関する視点(買物利便性についての生涯価値の考慮)を導入している点、二つは、地域特性(商業施設の配置、人口の年齢構成)を考慮した分析手法の導入を考慮している点、三つは、住環境におけるマイナス面(特に大型店舗の立地)を考慮して地域における便益を考える視点である。このうち、一つめと、二つめの視点からモデルを提示して、実際のデータによる分析結果を検討した。すなわち、地域の商業施設の配置状況と人口構成の時系列変化から地域の買物利便性を測定するモデルを提示する。

実際に収集した消費者の買物出向データから、地域買物利便性を測定するためのパラメータを推定し、それを使用して算出した地域の買物利便性指標を吟味した。出向地である商業集積地の売場面積を充実度とみなし、商業統計表から面積を集計した集積地別データおよび小学校区と商業集積地の直線距離を緯度経度から距離換算して算出した距離データによって、ロジットモデルにより行動仮説を記述して、パラメータを推定した。年齢別にパラメータの違いが確認されたことから、住民基本台帳から得られた地域の人口データを使用して地域ごとに買物利便性指標を算出した。さらに、時間経過による数値の変化を分析し結果を提示した。

商業施設の配置だけではなく、年齢構成の違いによって、地域ごとの買物利便性指標が変化することを確認するとともに、時間が経過することによっても、買物利便性指標が大きく変化する可能性を示した。